

『介護事業経営実態調査』Q&A

Q1. 介護事業経営実態調査とは何ですか？

A1. 介護事業経営実態調査とは、国が、介護事業者の経営状況を把握するため、3年に1回 行う重要な調査です。
この調査結果(介護事業の経営状況)は、介護報酬改定の重要な参考資料となります。

Q2. 調査票はいつ、どこに届くのですか？

A2. 介護事業経営実態調査は、**2020年5月下旬**に、調査対象の介護事業所(訪問介護・通所介護等)に発送されます。
※すべての事業所が調査対象ではありません。
調査票は事業所ごとに届きますが、対象事業所の管理者は自力で回答しようとせず、特に支出部分は、必ず本社・本部にご確認頂き、**法人(本社・本部)代表者の責任で回答**するようにしてください。

Q3. なにを調査するのですか？

A3. **利益額(収支差)が最重要項目の調査です。**法人利益の実態と乖離がないか必ずご確認ください。調査票に利益額、利益率の欄はありませんが、記入後に「**{事業収入(収益)－事業支出(費用)} ÷ 事業収入(収益)**」で利益率をご自身で計算して、実態の経常利益率・純利益率よりも、明らかに高い数字が出た場合は**費用の計上漏れ**のおそれがあります。再確認してください。法人全体の利益率と比較して、妥当かどうか重要です。
この調査は、**本部コストを含む経営全体の実態を報告するもの**です。

Q4. 調査回答に当たって注意する点を教えてください。

A4. **費用計上漏れが、最大の注意ポイント**です。以下の3点をご確認下さい！

① 事業所の支出(コスト)は漏れなく計上

- 広告宣伝費、職員採用経費、保守費、消耗品費など…

該当する欄がありませんので、「その他の経費」欄に忘れずに加えてください。その他、該当科目がない様々な費用は全て「その他の経費」欄に計上してください。事業所の費用合計と調査票の売上原価計等が一致するかご確認ください。

- 減価償却費…

本社・本部に必ず相談してください。基本的にどの事業所にも減価償却費は存在します。

② 本部経費配賦額、法人税等も必ず記入

- 本部経費配賦額…

社長の給料を含めて全ての本部経費や、本社・本部で管理している経費を按分して、記載します。

按分方法は、各事業所の売上や従業員数など、各法人の判断基準で按分してください。2017年度調査時も空欄が多く見られました。本社・本部に必ず相談して、必ず記入してください。

- 法人税、住民税及び事業税…

税金は法人全体で支払いますが、本調査では各事業所の売上等で按分して調査票に記入してください。

③ 最終的な収支差率が、会社の数字と比較して、妥当か確認

高住協では、介護事業経営実態調査への回答の事前チェックを行います。
厚生労働省への提出前に、調査票のコピーを高住協までご提出ください。
その他、ご不明点があれば、以下の連絡先までご相談ください。

一般社団法人高齢者住宅協会
サービス付き高齢者向け住宅運営事業者部会

担当：大津・石川 E-MAIL:sakoujyubukai@shpo.or.jp

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町一丁目21番1号 ヒューリック神田橋ビル 4階



電話

03-6689-7917

FAX

03-6867-8536